

書評：イェンス・ボエル，ペリン・カナバッジオ，アントニオ＝ゴンザレス・
キンターナ編著『アーカイブズと人権』(2021年)¹

島袋 さくら[†]

はじめに

1 本書の概要

2 本書の意義と展望

おわりに

はじめに

アーカイブズは常に国際社会の動きと連動している。1948年(昭和23)に国際連合で「世界人権宣言」が採択されて以降、国際社会の中で人権保障という考え方が出現し、発展してきた。そのような20世紀を経て、今世紀のアーカイブズもやはりそこに踏み込んだ役割が要求されている。人権とどのようにかかわっていくかという課題である。

近年、アーカイブズには「真実・正義・補償を求める権利」のための役割が求められている。この考え自体は新しいものではなく、1990年(平成2)以降アーキビストの間で議論されてきたものであるが、これら諸権利からアーカイブズと人権の関係を理解するためには、国際的な変遷とともに考える必要がある。本稿で紹介する『Archives and Human Rights』は、国際的な視座からアーカイブズと人権を理解するための助けとなり得るだろう。

『Archives and Human Rights』は、2021年(令和3)にイェンス・ボエル(Jens Boel)、ペリン・カナバッジオ(Perrine Canavaggio)、アントニオ＝ゴンザレス・キンターナ(Antonio González Quintana)の編集によってラウトレッジ社から出版された、アーカイブズと人権の緊密な関係について考察した論文集である。歴史的な文脈を示すことに加えて、本書の最大の特徴は世界各地のケースを紹介しているという点にある。このことによって、より包括的な人権とアーカイブズ概念の理解を促す努力が見られる。本書は一昨々年に出版されたばかりで未翻訳であり、現時点で紹介された例は限られている²。しかしながら、アーカイブズと人権の関係を広範な文脈と視座で紹介する本としてアーカイブズ学上重要であるといえるため、今回書評として取り上げるに至った。

1 本書の概要

本書は、文書館等に勤務しているアーキビストをターゲットにしているのはもちろんのこと、社会科学や人文諸科学の学生、人権擁護の活動をしている団体及び個人など、アーカイブズと人権に関心を持つ全ての人々を読者として想定している。世界各地で記録管理が人権侵害と人権保障に活用されてきた歴史から、アーカイブズと人権概念の国際的承認、現代のアーキビストが直面する課題まで幅

[†] しまぶくろ さくら 公益財団法人沖縄県文化振興会公文書管理課 公文書管理補助員

1 Jens Boel, Perrine Canavaggio and Antonio González Quintana (eds.), *Archives and Human Rights*, (Milton Park, Abingdon, Oxon; New York, NY: Routledge, 2021).

2 中村友美「アーカイブズと人権の接近をめぐる思想的源泉:ICA人権ワーキンググループの成立と発展を踏まえて」『レコード・マネジメント 第84号』(記録管理学会2023年) pp. 3-17.

広く解説しており、伝統的なアーカイブズ学の知識は前提とされていない。³ アーカイブズ学を修めた者にとっては人権とアーカイブズに関する専門書である一方、そうでない者にとってはアーカイブズ学の入門書としての役割を果たしているといえるだろう。

本書は、第一部「アーカイブズと人権—その緊密な関係」と第二部「ケーススタディ」の二部構成であり、前者が概論、後者が各論として成り立っている。第一部は、第一章「アーカイブズと市民の権利」、第二章「甚大な人権侵害についての記録とアーカイブズ」、第三章「アーカイブズと移行期正義」、第四章「アーカイブズと記憶する義務」、第五章「人権のためのアーキビスト」、第六章「アーカイブズと人権—政治転換を超えて」と、アーカイブズの活動と人権とのかかわりについて広範な論点を取り上げられている。第二部では、アフリカ、ヨーロッパ、アジア、ラテンアメリカの四つの地域ごとに、17件のケーススタディが紹介されている。その多くのケースにおいて、抑圧体制崩壊後の社会で旧体制が保持していた文書が活用されてきたことを、人権保障及び再発防止の社会形成の事例として洞察している。

本書の三人の編集者の全員が、アーキビストとしての実務経験を持っていることは特筆に値する。イェンス・ボエルはデンマークのアーキビストであり、UNESCO 文書館でアーキビスト長だった経歴を持つ。ペリン・カナバッジオはフランスのアーキビストで、共和国大統領文書館に1979年（昭和54）から1994年（平成6）まで勤めた後、国際公文書館会議（International Council on Archives、以下ICA）でさまざまな活動に従事している。アントニオ＝ゴンザレス・キンターナはスペインのアーキビストであり、スペイン政府の諸省庁及び国立文書館で文書管理に従事した経験を持つ。三人の編者に共通するのは、ICAのアーカイブズと人権のプロジェクトの中心人物であり続けてきたという点である。三者とも1990年（平成2）以降アーカイブズと人権保障の課題に取り組み始め、現在ICAに設置されているアーカイブズと人権専門部会（Section in Archives and Human Rights、以下SAHR）及びその前身の人権ワーキンググループ（Human Rights Working Group、以下HRWG）のメンバーである。

第一章から第三章はアーカイブズ学に人権の考え方が必要とされてきた背景と過程を解説し、第四章から第六章はその歴史を踏まえた上で必要とされるアーカイブズとアーキビストの役割についての考察を試みている。以下は第一部の要点をまとめたものである。

アーカイブズと人権の国際的枠組みの形成は1970年代から1990年代にかけて成し遂げられた民主化の波の到来に始まる。第二次世界大戦後に行われた東京裁判やニュルンベルク裁判等の戦後処理において人権侵害の記録は活用されたものの、この時点では人権保障の考え方に基づいた文書管理へと発展することはなかった。第一章では、西ヨーロッパで全体主義が終わりを迎えた1970年代、ラテンアメリカで専制体制が崩壊した1980年代、そして共産主義が解体された1990年代を経て変容したアーカイブズの役割と認識について記している。世界的な規模で起こった抑圧体制の崩壊後、旧体制文書を引き継いだ機関は、過去の人権侵害行為の掌握などの新たな公共サービスの提供という課題に直面した。独裁政権の崩壊が、抑圧に加わった行為者の記録のアーカイブ化の需要を高め、被害者や被害者家族が状況理解のために活用することを目的としたアクセス環境を整える必要性が生じたためである。

第二章では人権とアーカイブズ理念の接近について、時系列順に国際的展開を論じている。アーカイブズと人権概念は、国際機関が主軸となった被害者補償の文脈でより接近することになった。1993

3 ここで想定している伝統的なアーカイブズ学とは、近代アーカイブズ学の起源や、レコード・マネジメントとアーカイブズが専門分化した北米の事例、「出所原則」「現秩序尊重の原則」といった文書保存のための諸原則等、アーカイブズ学専攻や同研修で基礎論として教えられる知識のことである。

年（平成5）にウィーンで開催された世界人権会議は、国連に不処罰と闘うための努力を強化するよう促す宣言を採用し、調査委員会の設置を要求した。1996年（平成8）に国連人権委員会は、調査員にルイ・ジョアネを指名し、人権侵害加害者の不処罰に関する問題の組織的調査を行った。ジョアネが1997年（平成9）に発表した報告書では、被害者の三つの権利が定められている。すなわち、真実を求める権利（the Right to Know）、正義を求める権利（the Right to Justice）、補償を求める権利（the Right to Reparation）である。これらの権利は個人的な権利であるだけでなく、集団的な権利でもあると定められており、またこの権利を保障する目的から、アーカイブ化の必要性が確認された。翌年、彼の発表した報告をもとに第52回人権委員会は「不処罰と闘う行動を通じて人権の保障及び促進を求める原則」⁴を採択した。この原則のうち、13から17までの原則は、資料の保管と情報へのアクセスを保障するものであり、裁判所と調査委員会は、アーカイブに自由にアクセスできなければならないと提言されている。2005年（平成17）にはこの原則をもとに、アーカイブズには人権侵害の証拠となる記録を保管する責任があることが国連人権委員会によって定められ、2006年（平成18）の国連総会では被害者とその家族に真実と補償を求める権利を認めた。2006年（平成18）以降も国連は継続して真実を求める権利に関する調査を行い、後続の報告書ではやはりアーカイブズの必要性についての言及が増えている。

公的機関以外に目を向けると、真実和解委員会（Truth and Reconciliation Comissions）などの人権訴訟に取り組んできた機関のアーカイブズは、多くの課題を抱えている。裁判に関するアーカイブズ資料は加害者・被害者間の非開示契約を侵害しない限りアクセスできるようにするべきだとの考えがあるが、まだ完全な実現には至っていない。また、国連の支援を受けている民間組織は国連本部に資料を移管するシステムが導入されているものの、50年非公開の原則からアクセスビリティに制限が設けられ、国内の訴訟にかかわる文書が国外に持ち出されてしまうといった問題も存在する。

第三章ではアーカイブズが移行期正義の一つとして取り扱われた歴史と事例を紹介している。軍事独裁や人種隔離主義、共産主義体制が崩壊した国では、人民の抑圧に使われていた資料が、民主主義へと移行する際の移行期正義の手段として使われることがあった。ここでもジョアネ報告で提示された三つの権利、「真実・正義・補償を求める権利」それぞれの枠組みで真実訴求のプロセス見ることが必要になる。それぞれの権利は移行期正義の過程や方法において捉え方に多少の差異があり、例えば、真実を求める権利は時間的・空間的制限のない集合的権利だとみなされている一方で、正義や補償を求める権利には時間的制約が課されてしまうことがある。移行期正義は、真実和解委員会の尽力や過去の加害行為の訴求によって過去の否定と再発を防ぎ、和解を目指すものであったが、抑圧体制の過去と折り合いをつけるという課題は全ての人が満足いくようには解決しなかった。

以上の歴史的な脈を踏まえ、第一部の後半部分ではさらにアーキビストとアーカイブズが人権問題に取り組むためにはどのような役割を果たすべきかという、より具体的な問いに向き合う。まず第四章「アーカイブズと記憶する義務」では、アーカイブズが過去の記録・記憶に対して向き合うための方針が提示される。アーカイブズ資料を用いて歴史認識を形成することと、アーカイブズが過去の記憶に対して果たすべき義務は区別する必要があると筆者は述べる。すなわち、後者の方がより長期的なプロジェクトであるために記録の信用性を保障するという安定性がいっそう求められるのだとい

4 通常「ジョアネ原則」と呼ばれるものである。中村、前掲論文、p.9。

5 移行期正義とは、一般的に権威主義体制から民主主義体制への移行期における法的及び政治的なプロセスとして捉えられてきたが、民主主義国家の過去の組織的な暴力と人権侵害にまでその適応範囲は拡大してきた。また、移行期正義はアカウントビリティとレスポンスビリティの二つの歴史的責任を確保することで、正義に貢献し和解を達成することが可能だと理解できよう。平井新『「移行期正義」概念の再検討』『次世代論集』（早稲田大学地域・地域間研究機構 2017年）pp. 3-44。

う。これはケーススタディの第六章「中国と日本の関係における記憶政治とアーカイブズ」(pp. 167-177)に詳しいのだが、二国間で歴史認識に相違がある場合に歴史上の事件についてのナラティブをアーカイブズ側が形成すると、アーカイブズ資料の信ぴょう性に対する攻撃が発生する場合がある。アーカイブズは記憶が回収され、保管され、連結されることができる試金石であるべきだと筆者は言う。ここでは、しばしば集合的記憶としてアーカイブズを捉えるアーキビストたちの態度が批判されている。

第五章「人権のためのアーキビスト」では、2003年(平成15)にケープタウンで行われた国際アーカイブズ円卓会議(International Conference of the Round Table on Archives)がアーカイブズと人権のつながりを広めた会議となったことを高く評価することをはじめとして、ICAでワーキンググループが設立された背景とその成果についての分析を行っている。特筆すべきなのは、2009年(平成21)に報告書として出された「人権保護のためのアーカイブズ原則」であろう。キンターナが起したこの報告書には、諜報機関や警察機関のアーカイブズだけではなく移行期正義と人権にかかわってきた機関の文書にも目が向けられるべきとの記述があり、人権保障にかかわってきた機関の文書のアーカイブ化も見逃していない。さらに、2016年(平成28)に採択された「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則」⁶は、人権とアーカイブズについての一連の取り組みの大きな成果であったといえる。

第六章では、移行期正義完了後の社会においてアーカイブズに求められている新たな役割が示されている。まず一つは、国際的な企業体によって行われている人権侵害への対処である。2001年(平成13)に国連は企業と人権についてのガイドラインを発表したが、ここで提示された原則は強制力を持っておらず、さらに記録保管についての項目が欠落している。そこでHRWGは上記の指針にアーカイブズとレコードキーピングの必要性を記載すべきだと主張した。2012年(平成24)の国連事務局の報告書にはビジネス界における人権侵害の記録の管理・保存の必要性が明記されるようになったものの、企業所有の文書の公開においては、透明性についての課題が依然と残る。二つ目は、電子文書の取り扱いである。人権と情報技術進歩に関する懸念として、公的機関が伝達システムを使用して市民を監視するリスクや、AI開発の危険性が提示されている一方で、インターネットが可能にした全世界的なアクセスが、不平等と不公平な世界を回避する手段として見ることができるとの考えも示されている。アーカイブズおよびアーキビストたちがデジタルという新たな形態の文書管理に取り組む際、人権概念をどう導入できるかという課題について具体的な解決法や事例は記されていないものの、電子文書の導入や移管が進む中、デジタル媒体の長期保存といった実務に新たな責任が期待されるだろう。

最後に、気象変動と民族的・経済的に脆弱な立場に置かれているコミュニティの保護と向き合うことの必要性を示して第一部は閉じられる。アーカイブズが世界的なアクティビズムと無関係でいられた歴史を踏まえて、現在盛り上がりを見せている環境保全やマイノリティグループの権利擁護運動との結びつきが反映されている点は興味深い。ICAとUNESCOは両課題についてすでに着手しており⁷、近い将来、気候変動や民族マイノリティに関する新たな調査報告書や原則が出されるに違いない。

6 日本語版(小川千代子・田窪直規・李東真訳「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則」)がICAのホームページで公開されており、ダウンロード可能である。<https://www.ica.org/sites/default/files/leogawa0503-0505.pdf>(最終アクセス:2023年10月13日)

7 2019年(令和元年)アデレードにおけるICA年次会合において「Research and advocacy for marginalised communities and displaced peoples」のセッションが開催された。DTA Adelaide 2019 Conference Professional Program, https://www.ica.org/sites/default/files/designing_the_archive_-_program_final_october_2019.pdf(最終アクセス:2023年10月13日)

2 本書の意義と展望

概要で要点を挙げたように、本書の特色の一つは、アーカイブズに人権概念が取り込まれていく歴史から現代のアーカイブズと人権の問題までの流れが一冊にまとまっているということにある。アーカイブズと人権についてはICAにワーキンググループが設置されて以降、本邦でもさまざまな場で文書管理と結び付けられた形で取り上げられることがあったが、各事例の紹介に留まるか、歴史的な流れを示すことに注力しているかのどちらかである。したがって、一度複雑で多様な文脈を持つ人権概念受容の流れを整理し、アーカイブズ学と人権についての外枠を把握することは、より詳細な事例の理解を促すことにつながる。また、社会科学や歴史学と連結してはいるものの、あくまでアーカイブズ学の中で人権概念の分析に取り組んだ本としても評価できる。

さらに、人権保護の観点から、人権侵害にまつわる文書のアクセシビリティについてアーカイブズ側が譲歩すべきだとの考えが示されている点は、従来の利用審査のあり方を大きく変える。人権侵害の責任追及の場では、アクセシビリティを提供する必要性が、プライバシーや知的財産権の保護よりもはるかに重要になる。本書のケーススタディで紹介されているカナダの先住民の子どもたちの強制同化政策に向き合う真実委員会とアーキビストの取り組みはその一例である (pp. 106-107)。個人情報と権利・権益の保護の観点から、文書に対する利用制限の審査基準が設けられていても、人権侵害に関する文書である場合、アーカイブズの基準と実践の様式を変化させる必要性が求められるというのだ。このような考えは、「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則」の前文にも「(いかなる) 経済的、社会的、文化的、市民的、政治的立場においても、すべての人に与えられる人権及び基本的自由を適切に保護するには、独立したアーカイブ専門家によって提供されるアーカイブサービスへの効果的な利用が必要である」と反映されている。ただし、人権侵害の証拠となる文書を公開する責任は個々の機関が負うため、公開・非公開の判断は必ずアーカイブズの専門家が行うべきであろう。加えて、人権侵害に関する文書公開の原則を日本のアーカイブズに適用するには、個人情報保護法の運用という壁によって阻害されてしまうのも事実であり、公開へのハードルは本邦においては依然として高いと感じざるを得ない。

アフリカ、アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカの各地域の事例を取り上げた第二部は、アーカイブズ学における人権概念の発展を詳細な事例でもって把握することの手助けになる。世界情勢の大規模な変化や抑圧体制の崩壊後、各地における人権保障と正義実行の取り組みの過程が記録活用と紐づいて事細やかに整理されている。またケーススタディの各事例は、人権と正義の修復活動における文書管理がアーキビストだけでなく、他分野の専門家と連携してなされなければならないということをはっきりと提示した。

しかしながら、本書も認めている通り、ケーススタディは包括的な事例研究には程遠く、各事例は地域研究の中に埋め込まれてしまっていると言わざるを得ない。戦後直後のドイツの事例が、「唯一無二のもの *sui generis*」(p. 91) だと捉えられることが多いと指摘しているように、各地に固有の事例を参照し、比較検討することへのハードルはまだ高いといえるのではないだろうか。同様に、植民地

8 人権とアーカイブズ学の視点に立った研究は阿久津美紀氏と安藤正人氏を、アーカイブズ学の人権概念の受容と変遷についての研究は中村友美氏を挙げることができるだろう。阿久津美紀『私の記録、家族の記憶 — ケアリーヴァーと社会的養護のこれから』(大空社 2021年)、安藤正人「1940年上海土地記録引き渡し問題をめぐる日本と欧米諸国 — イギリス側史料の紹介を中心に」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究 第2号』(国文学研究資料館 2006年) pp. 111-134、中村、前掲論文。また、「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則」の翻訳文書解説も参考にされたい。小川千代子・田窪直規・李東真「解説翻訳・人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則」『レコードマネジメント 第76号』(記録管理学会 2019年) pp. 64-85。

9 小川千代子・田窪直規・李東真訳、前掲ホームページ、p. 5。なお、引用部分の括弧内の文言及び傍点は評者による。

で発生した人権侵害の記録についての紹介も最低限に留まっている。近年、アーカイブズにおいて脱植民地主義が意識されており、2019年（平成31）のICA年次大会で採択された「ダンダンヤ-アデレード宣言」¹⁰では西洋で発展し発達してきたアーカイブズに対して植民地主義的態度の自覚及び反省が求められている。このように、数世紀にわたる植民地主義・帝国主義体制によって抑圧されてきた先住民やコミュニティに目が向けられている現在の状況を顧みると、さらなる事例研究が必要であったらう。¹¹

本書では、一章の終わりに現代のアーカイブズとアーキビストが直面する諸課題について示されていたが、最後に評者の方から論点を二つ取り上げたい。

一つは、アクセシビリティの問題である。本書では、人権侵害に関する文書の活用において、そのほとんどで紙文書を想定しており、デジタルアーカイブズが果たせる役割が小さく見積もられているのではないかとの印象を受けた。確かに、文書管理分野における情報技術発展はより広範な個人情報の保護等の課題を出現させたが、デジタルアーカイブズは、アーカイブズ機関等に直接赴いて紙媒体をぺらぺらとめくる必要を無くしたという点において、より多くの人に対するアクセシビリティを確保する役割を果たしている。長いことアーカイブズ資料にアクセスできるのは健常者であることが想定されてきたが、完全な情報保障の実現には程遠いにせよ、デジタルアーカイブズはユニバーサルなアクセスを部分的に保障することになった。本書はアーカイブズと人権概念の接近の経緯とその事例に注力するあまり、実際的な運用、つまり利用者のアクセス方法についての言及はほとんどない。潜在的利用者である障がい者の人権が置いてけぼりにされている点は、本書の課題でもあり、今後アーカイブズ全体で向き合っていくべき課題でもあろう。

二つ目は、アーカイブズと感情の接近である。近年、歴史学で感情史の研究が盛り上がりを見せているが、¹²アーカイブズ学でも感情との関わりでアーカイブズやアーキビストを捉えようとする研究が登場している。¹³本書の文脈でいうと、人権侵害を受けた被害者の感情をどのように文書管理や目録作成の際に反映できるかという情報提供の視点に立った考え方や、トラウマを与えかねない文書に利用者及びアーキビストはどのように対処すればよいかというメンタルケアの問題が指摘できるだろう。¹⁴

10 国際公文書館会議「ダンダンヤ-アデレード宣言」2019年10月25日 <https://www.naa.gov.au/sites/default/files/2020-06/Tandanya-Adelaide-Declaration.pdf>、日本語版は https://www.ica.org/sites/default/files/tandanya-aderedoxuan_yan_.pdf（最終アクセス：2023年10月15日）。

11 日本におけるアーカイブズの脱植民地主義の展望と課題は、次の論文に詳しい。坂田美奈子『『ダンダンヤ-アデレード宣言』：アイヌ史が先住民史となるための処方箋』『アイヌ・先住民研究』（北海道大学アイヌ・先住民研究センター 2022年）pp. 225-236。

12 感情の様式を歴史学的に研究する専門書の翻訳が近年相次いでいる。ウーテ・フレイフェルト『歴史の中の感情 — 失われた名誉／創られた共感』櫻井文子訳（東京外国語大学出版会 2018年）、ヤン・プランパー『感情史の始まり』森田直子監訳（みすず書房 2020年）、バーバラ・H・ローゼンワイン&リッカルド・クリスティアーナ『感情史とは何か』伊東剛史・森田直子・小田原琳・館葉月訳（岩波書店 2021年）。さらにアジア地域を扱った感情史の専門書も昨年出版された。山口みどり・中野嘉子編『憧れの感情史 アジアの近代と〈新しい女性〉』（作品社 2023年）。

13 感情を評価基準の一つにする考え方や、文書含まれる感情をどう利用者に伝えるのかといった観点が挙げられる。フェミニズム研究の流れを汲んだアーカイブズと感情の研究も存在する。詳しくは以下を参照。Michelle Caswell and Marika Cifor, 'From Human Rights to Feminist Ethics: Radical Empathy in the Archives', *Archivaria*, 81, pp.22-23, 2016; Marika Cifor, 'Affecting Relations: Introducing Affect Theory to Archival Discourse', *Archival Science*, 16, 2016, <https://doi.org/10.1007/s10502-015-9261-5>; Henria Aton, Wendy Duff, Cheryl Regehr and Christa Sato, "Humans and records are entangled": empathic engagement and emotional response in archivists', *Archival Science*, 22, 2022, pp. 563-583, <https://doi.org/10.1007/s10502-022-09392-5>; Henria Aton, Wendy Duff, Jessica Ho, Cheryl Regehr and Christa Sato, 'Emotional responses in archival work', *Archival Science*, 2023, <https://doi.org/10.1007/s10502-023-09419-5>（最終アクセス：2023年10月16日）

14 アーキビストの感情ケアについては以下を参照できる。Nicola Laurent and Kristen Wright, 'A trauma-informed approach to managing archives: a new online course'. *Archives and Manuscripts*, Vol. 48, No. 1, pp. 80-87, 2020, <https://doi.org/10.1080/01576895.2019.1705170>.（最終アクセス：2023年10月16日）

重大な人権侵害に関する文書を保有するアーカイブズ機関において、これまで感情の影響は無視されてきたに等しい。この論点に関しては、今後のさらなる議論の高まりに期待したい。

おわりに

人権は、時代や地理に応じてその範疇が狭まったり拡大したりする、変容的な概念である。何が人権侵害であったのかは、後になってはじめて把握できる場合もあるだろう。今は人権侵害の範疇に含まれない事柄に係る記録も、将来的に補償の文脈で使用されることも考えられる。沖縄県公文書館を例にとると、本館では「精神障害者の医療及び保護に関する文書」シリーズを所蔵している。このシリーズは、公的権力によって、精神障がい者の医療的保護を目的とした強制入院が行われた記録である。法の下で行われた措置であるが、身体自由のはく奪という観点で考えると、人権侵害の証拠となる記録に値するだろう。近年、沖縄県では、アメリカ軍統治下で精神障がい者を自宅や自宅敷地内の小屋に閉じ込める私宅監置の過去が明るみに出たことをきっかけに、精神障がい者への過去または現行の措置への注目が集まっている¹⁵。これら強制措置にかかわる文書が将来的に人権保障の観点から利用される可能性は大変高いため、適切な記録及び文書管理が求められる。本書がアーカイブズに人権保障という考え方が必要不可欠であることを何度も強調してきたのは、このような事例があるからだ。人権の範疇は定まったものではなく、常に拡大し収斂するからこそ、人権侵害の証拠を残す「人権の守護者(the Defence of Human Rights)」となるアーカイブズの役割が引き続き期待されている。

『Archives and Human Rights』はICAの活動の一成果として出版されたものであり、Google Play Books 及び Routledge のホームページ上でフリーアクセスが提供されている。英語で書かれてはいるものの、専門書としては比較的平易な英語である。アーカイブズ学の知識も前提としていないため、多角的視点でもってアーカイブズと人権について考察した本書を、関心のある人すべてに手に取ってもらいたい。

15 2018年（平成30）4月17日から22日にかけて沖縄県精神保健福祉連合会が主催した私宅監置の写真展「闇から光へ—知られざる沖縄戦後史」の開催に合わせて、県内の新聞社がこの問題について多々取り上げた。『沖縄タイムス』（2018年4月14日～19日）『座敷牢』の闇で 私宅監置を考える。

16 『共同通信』（2022年6月7日～8日、14日、16日）企画連載「精神医療の闇」が『沖縄タイムス』に掲載されるなど報道の面はもちろん、精神障がい者の隔離政策の是非を問うシンポジウム「第78回精神保健シンポジウム」（2022年7月18日）や大会「全国精神障害者地域生活支援協議会第26回全国大会」（2023年7月29日）が県内で開催されている。

